

税金 トレンド!

税金の「今」
がわかる!

ZEIKIN
TREND

令和8年度に更なる税制改正 施行日と改正内容に注意!!

令和8年分年末調整の改正点



令和8年分の年末調整では、前年に引き続き税制改正への対応が必要となります。特に注意したいのは、令和7年度税制改正で見直された内容の一部が、令和8年度税制改正によってさらに改正されている点です。

今回の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、扶養親族等の所得要件の改正は、令和8年12月1日に施行され、令和8年分以後の所得税について適用されます。そのため、令和8年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更はありませんが、令和8年12月に行う年末調整では、改正後の内容を反映して1年間の税額を計算する必要があります。

改正点① 基礎控除の引上げ

令和7年度税制改正では、合計所得金額に応じた基礎控除額の見直しが行われましたが、令和8年度税制改正では、基礎控除の本則部分がさらに4万円引き上げられました。

令和8年分および9年分については、合計所得金額489万円以下の場合の基礎控除が104万円となります。489万円超655

万円以下は67万円、655万円超2,350万円以下は62万円となります。2,350万円を超える場合の基礎控除額に変更はありません。

なお、給与収入から合計所得金額を見積もる場合には、給与所得控除のほか、特定支出控除や所得金額調整控除の適用によって所得金額が異なることがあります。

■ 令和8年分、9年分の基礎控除額

合計所得金額	改正後(令和8年度税制改正)	改正前(令和7年度税制改正)
～ 132万円以下	104万円(上乗せ42万円含む)	95万円(上乗せ37万円含む)
132万円超 ～ 336万円以下		88万円(上乗せ30万円含む)
336万円超 ～ 489万円以下		68万円(上乗せ10万円含む)
489万円超 ～ 655万円以下	67万円(上乗せ5万円含む)	63万円(上乗せ5万円含む)
655万円超 ～ 2,350万円以下	62万円	58万円
2,350万円超 ～ 2,400万円以下		48万円
2,400万円超 ～ 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 ～ 2,500万円以下		16万円
2,500万円超 ～		0円

■ 令和10年分以後の基礎控除額

令和10年分以後は特例の内容が変わります。合計所得金額が132万円以下の場合は99万円(上乗せ37万円含む)、132万円超2,350万円以下の場合は62万円となります。したがって、令

和8年分および9年分と令和10年分以後では基礎控除額が異なるため、適用する年分を取り違えないよう注意が必要です。

改正点②

給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除とは、給与収入から給与所得を計算する際に差し引く控除です。令和7年度税制改正では最低保障額が65万円とされていましたが、令和8年度税制改正では、本則の最低保障額が65万円から69万円に引き上げられました。さらに、令和8年および9年分については、5万円を上乗せする特例が設けられたため、最低保障額は74万円となります。

この改正に伴い、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」も改正されます。令和8年12月に行う年末調整では、改正後の表を使用して給与所得の金額を計算する必要があります。

■ 令和8年分、9年分の給与所得控除額

給与等の収入金額	改正後 (令和8年度税制改正)	改正前 (令和7年度税制改正)
～190万円以下	74万円	65万円
190万円超～220万円以下		収入金額×30%+8万円

■ 令和10年分以後の給与所得控除額

給与所得の収入金額が220万円以下の場合、給与所得控除額は収入金額×30%+8万円(69万円未満となる場合は69万円)となります。令和10年分以後は、令和8年分および9年分に設けられた5万円の上乗せ特例がなくなるため、注意が必要です。



ワン
ポイント

令和8年度税制改正では、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」についても改正が行われ、必要経費の最低保障額が65万円から69万円へ引き上げられました。給与所得控除については、令和8年分および9年分に限り、本則の69万円に5万円が上乗せされて74万円となります。一方、家内労働者等の必要経費の特例にはこの5万円の上乗せがなく、最低保障額は69万円です。混同しないよう注意しましょう。

改正点③

令和8・9年分の給与所得金額の特例

令和8年度税制改正では、「給与所得控除額の引上げ」に加えて、令和8年分および令和9年分の一定の給与収入について、給与所得金額の計算に特例が設けられています。

給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満の場合には、通常の給与所得控除の計算によらず、次の金額が給与所得の金額とされます。

実務上は、これらの特例を反映した「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を用いて計算することになります。

給与等の収入金額	その給与等に係る 給与所得の金額
69万1,000円以上 74万1,000円未満	なし
74万1,000円以上 219万1,000円未満	その収入金額-74万円
219万1,000円以上 219万3,000円未満	145万1,000円
219万3,000円以上 219万6,000円未満	145万3,000円
219万6,000円以上 220万円未満	145万6,000円

改正点④

扶養親族等の所得要件の引上げ

令和8年度税制改正では、基礎控除や給与所得控除だけでなく、扶養親族等の判定に用いる所得要件も引き上げられました。例えば、扶養親族や同一生計配偶者の合計所得金額の要件は58万円以下から62万円以下へ、勤労学生は85万円以下から89万円以下へ引き上げられます。

扶養親族等の区分	所得要件(合計所得金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者	62万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子	62万円以下	58万円以下
特定親族	62万円超～123万円以下	58万円超～123万円以下
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	62万円超～133万円以下	58万円超～133万円以下
勤労学生	89万円以下	85万円以下

ワン
ポイント

この改正によって、これまで所得要件を超えていた親族等が、新たに控除の対象となる場合があります。その場合には、「給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書」などの提出が必要です。国税庁は、改正によって新たに扶養親族等の要件を満たすこととなった場合、扶養控除等申告書の「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日改正」などと記載する取扱いを示しています。また、改正後の年末調整関係書類については、実務上必要であれば12月1日前から提出を受けても差し支えないとされています。